

平成 3 1 年度 教育委員会の重点事項についての意見申し出

平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日

多摩市教育委員会

平成31年度多摩市教育委員会重点事項について

平成31年度の教育委員会重点事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、多摩市教育委員会の意見を申し上げます。

【はじめに】

多摩市教育委員会では、未来の多摩市のまちづくりを担う子どもたちを育成し、持続可能な社会を実現していくことが重要な課題と考えています。多摩市教育委員会の教育目標である「確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」「学校・家庭・地域の連携と市民参加の拡充」「社会教育の振興と家庭教育の支援」を着実に遂行するとともに、すべての子どもたちが様々な状況の中でも、いきいきと学べる環境を整備することは、教育委員会の責務であると考えています。

平成31年度は、現在策定を進めている(仮称)第五次多摩市総合計画第3期基本計画の新たな4年間のスタートを切る年度であり、第2期基本計画の達成状況を振り返りながら、時代の要請(グローバル人材の育成や学校と地域の連携・協働など)を踏まえ、新たな基本計画の実現に向けて着実な歩みを進めていかなければなりません。また、次世代を担う子どもたち、若者世代とともに未来に向けたまちづくりを進めていくことで、魅力と活力ある多摩市を今後も継承・発展させていかなければなりません。

教育委員会においては「多摩市教育振興プラン(改訂版)―子どもたちの「生きる力」を育む基本計画―」に基づいて、教育目標の達成を目指しながら多摩市の教育を推進していく方針です。

そのために、平成31年度の教育委員会においては、以下の施策を重視して取り組んで参りたいと考えています。

- (1) 学校施設の計画的な施設整備の推進について
- (2) 文化財資料の収蔵等における旧北貝取小学校跡地施設の整備について
- (3) 教育用タブレット型端末等の機器の更新について
- (4) 学校と地域の連携・協働の推進について
- (5) 図書館本館再整備事業の推進について
- (6) 特別な教育的支援を推進するためのピアティーチャーの配置について
- (7) 日本一英語を話すことができる児童・生徒の育成を目指した英語教育の推進について
- (8) 教員の働き方改革について

以上の各施策について、以下のとおり意見を述べます。

(1) 学校施設の計画的な施設整備の推進について

教育委員会では、多摩市教育振興プラン（改訂版）において、「学校の安全・安心な環境づくり」を基本施策に掲げ、老朽化した学校施設の改修に取り組んでいるところです。

学校の安全・安心な環境を確保するため、「第二次多摩市ストックマネジメント計画」に基づき、建設から30年を経過した学校を中心に、劣化度に応じて計画的に改修工事を進めているところです。現在、西落合小学校の大規模改修工事を実施するとともに、和田中学校の大規模改修工事に向けた基本・実施設計に取り組んでいます。また、中学校3校の第二音楽室への空調設備新設工事等も実施しています。そのほか、学校施設の日常的な管理においては、雨漏りや空調機器の故障、プールの循環機器の不具合、遊具の更新、学校敷地内の樹木管理など、様々な課題・問題が突発的に発生し、緊急対応に追われている状況です。

学校施設の計画的な整備には、財源として国と都の補助金の活用が欠かせませんが、近年、国の補助金である学校施設環境改善交付金の不採択が続いており、平成31年度以降の採択の見通しは不確定な状況です。今後も大規模改修工事が続く中では、その財源確保が大きな問題となっています。

教育委員会としては、着実に大規模改修工事を進めるため、これまでのスケジュールを見直して、2校同時実施から、2校のうち1校を1年ずらし、リスクを分散させる計画に変更しました。また、「学校の安全・安心な環境づくり」を計画的に推進するため、今後とも財源確保に向けて国の補助金が交付されるよう、教育長会等を通じて強く働きかけていくとともに、老朽化した学校の大規模改修工事を計画的に実施するよう取り組んでいく予定です。更に、近年の夏季の著しい気温上昇を受け、学校現場や保護者、議会等から強く要望があがっている特別教室（既に整備済みの図書室、音楽室、パソコン室を除く）や少人数学習室等の冷房化、また、トイレの洋式化工事等を、実施事業の精査に努めながら、進めていきたいと考えております。

(2) 文化財資料の収蔵等における旧北貝取小学校跡地施設の整備について

教育委員会が収蔵等している文化財資料類は、民俗・生活、埋蔵文化財、古文書等多岐にわたっています。現在、これらの文化財資料は、主に旧西落合中学校跡地施設等3箇所に分散して収蔵しており、学校の資料見学、体験学習対応、整理等も暫定活用しているこれらの施設で実施しています。

文化財資料の収蔵等の機能をできる限り1箇所に集約して活用を図るべく、「文化財資料の収集及び管理に関する規則」及び「基準」に基づき、多数ある埋蔵文化財資料、民俗・生活資料の再整理に取り組んでいます。特に、埋蔵文化財資料は国庫補助金を受け、平成31年度までの5ヶ年計画で、再整理及び活用事業を実施しております。

文化財資料の収蔵等の拠点という方針である旧北貝取小学校跡地施設は、適切な文化財資料の保管・管理や調査・整理、活用等の効率性の点から、また、学校教育との連携において、地域史を体系的に学習し、効果的な文化財の普及啓発等を展開していく点からも整備の必要性が求められています。

しかしながら、旧北貝取小学校跡地施設の方針は、市民活動の拠点との併設であり、両者の整備に関して、事業内容等の全体精査が必要とされ、庁内での調整・整理等が課題となっています。

文化財の適切な保存と活用は、歴史、文化等の正しい理解と将来の文化向上のために市が行う責務があります。ついては、文化財資料の集約的収蔵と活用を図るため、収蔵施設として旧北貝取小学校跡地施設を整備・活用するに際して、本施設のあるべき姿について、市民活動等の関係所管課と協議・調整するとともに、29年度に実施した基本調査業務に基づき、活用基本方針の策定及び資料再整理等を計画的に進めて行きたいと考えています。

(3) 教育用タブレット型端末等の機器更新について

教育委員会では、次代を担う子どもたちの情報活用能力を向上させるため、平成25年度から28年度までに全小・中学校への教育用タブレット型端末の整備を完了しました。機器の活用においては、カメラ機能の活用、インターネットを利用した調べ学習、発表資料の作成に加え、「アプリ版・東京ベーシック・ドリル」による反復学習やオンライン英会話での活用など多岐にわたり、児童・生徒の学びに寄与しています。

29年度には端末等の老朽化に伴う今後の機器更新に関して学校情報環境整備方針を策定し、30年度には整備方針に基づいて7校の端末等を更新しました。

29年3月に次期学習指導要領が公示され、小・中学校の次期総則では、情報活用能力を教科横断的な視点から学習の基盤として育成すべき能力のひとつに位置づけ、ICT環境を整備・充実する必要性について明記されました。また、小・中・高等学校を通じてプログラミング学習を充実することとし、32年度から小学校においてもプログラミング学習が導入されます。次期学習指導要領の実施を見据え、国は「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」を示しており、一層のICT環境の整備・充実が求められています。

本市における教育用タブレット型端末、大型提示装置、実物投影装置等の整備台数は、国が求める整備水準に達していません。

しかしながら、ICT環境の整備・充実に関する財源は地方財政措置とされ、一般財源で対応しなければならないことを踏まえ、教育委員会の整備方針では、現状の整備台数を基本としながら、教員用の整備など、より活用が図られるような視点で最低限の拡充を行うこととしています。

教育委員会では、30年度に機器更新を行った7校とその他の学校間で整備水準の不均衡を生じないようにするため、31年度については30年度に機器更新を行って

いない19校について、教育用タブレット型端末や大型提示装置・実物投影装置等の機器更新を着実に実施し、全小・中学校で機器更新を完了したいと考えています。

(4) 学校と地域の連携・協働の推進について

教育委員会では、「確かな学力」の育成、また、学校・家庭・地域で「生きる力」を育むために、学校を支援する地域の仕組みづくりや、地域に開かれた学校運営の推進などに取り組んでいます。

地域の仕組みづくりでは、平成23年度から小・中学校に地域との連携の中心となる教育連携コーディネーターを配置し、地域の方々と連携しながら、学校長の求めに対応し、子どもたちに多様な教育の機会の提供などを行う教育連携支援事業を進め、30年4月には全校配置を達成し、地域の力により充実した教育活動が展開されています。また、地域に開かれた学校運営の推進では、学校運営連絡協議会を活かし、各学校の教育内容及び学校運営の改善充実が図られてきています。

国では29年3月に教育をめぐる社会環境の変化（グローバル化等による予測不可能な社会の到来、超高齢社会における持続可能な社会づくり、基本的な生活習慣を培う家庭のあり方の変化など）には、子どもたちの教育を学校のみではなく学校・家庭・地域住民等の連携による社会総掛りでの取り組みが重要とし、「地域とともにある学校づくり」を掲げ、地域学校協働活動の推進とコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置を努力義務化するなど両輪として進めるための法改正がされました。

全小・中学校に教育連携コーディネーターを配置し、充実した教育活動が展開されていますが、教員の異動により、地域とすすめている教育活動が断ち切れてしまうことがあること、また、地域とのコーディネート機能を特定の個人に依存していることから、持続可能な仕組みとなっていません。

また、学校と地域とで情報の連絡はなされているものの、地域で育む子ども像の共有がなされておらず、新しい新学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」を実施するには不十分です。

今まで取り組んできた教育連携コーディネーターを中心とした学校支援の仕組み及び学校運営連絡協議会をベースに、学校と地域の連携・協働をより推進するため、学校と地域が育む子ども像を共有し・熟議しながら、経営部門である学校運営協議会と実働部門である地域学校協働本部が連携した形に31年度から段階的に移行していきます。

これにより、学校と地域の連携・協働の持続可能な仕組みを構築すると共に、学校は地域の担い手として自覚を高め、また、地域づくりにつなげていく取り組みとして考えています。

(5) 図書館本館再整備事業の推進について

「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」での図書館本館再整備の位置づけ等を踏まえ、平成28年度に、図書館新本館に求められる機能や、分館との役割分担など、図書館全体のサービスの見直しを含めた「多摩市立図書館本館再構築基本構想」を策定しました。

その後、市議会特別委員会における議論により、整備予定地が多摩中央公園内に変更になったことを踏まえながら、基本構想の具体化に向けて、30年2月から8月までに検討委員会を開催し、「多摩市立図書館本館再整備基本計画」を策定しました。次のステップとなる基本・実施設計等に要する費用については、30年9月に補正予算として認められ、設計者の選定手続きを進めているところです。

図書館を構成する「資料」「職員」「施設」の3つの要素のうち、中央図書館機能を担う施設の整備と並んで、専門的職員の人材確保と育成が重要であり、そのことが資料の充実、サービスの発展・向上へとつながると考えます。関連して、図書館運営における窓口業務の委託のあり方についての評価・検討も必要です。

また、図書館サービスの充実と並んで、将来にわたる持続可能な運営の視点も重要で、多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムの考え方の基本に立った施設規模の見直しや、ICタグなどのICT技術を活用した運営の効率化なども、並行して検討していく必要があります。

教育委員会では、30年9月議会において認められた補正予算に基づき、図書館本館再整備基本・実施設計等の業務を着実に進めるとともに、その後の整備についても計画通り進めていきたいと考えています。

また、図書館職員の人材確保についても、引き続き市長部局と具体的な協議を行っていきます。なお、運営の効率化に向けては、ICタグが有効であり、30年7月に対応可能な図書館コンピューターシステムに更改したため、ICタグへの機能拡張についても、引き続き協議・検討していきたいと考えています。

(6) 特別な教育的支援を推進するためのピアティーチャーの配置について

平成30年度のピアティーチャーの配置は、学級数に応じて各学校に配当した予算により、全校に配置しました。ピアティーチャーの活用の主な内容は、通常の学級に在籍する支援を要する児童・生徒の個別指導であり、また、入学当初の小学校1年生の生活適応支援など、時期を捉えた活用が見られました。

こうしたピアティーチャーの配置と活用は、学校において、より多くの眼で児童・生徒を見取る指導面での充実とともに、教員の負担軽減においても有効な人的支援となっています。さらに、児童・生徒及び学校の状況に応じて予算を追加配当しており、学校からのニーズは高い状況です。

通常の学級に在籍する支援を要する児童・生徒数は、増加傾向にあります。通常の学級に在籍し、特別支援教室を利用する児童・生徒は、96人、(29年度345人か

ら30年度441人)増加しました。また、通常の学級に在籍していても、医療的ケアを要する児童・生徒や、就学判定で「特別支援学校や特別支援学級(固定学級)への就学が適切」とされたが、保護者の強い希望で通常の学級に在籍する児童・生徒も存在します。さらに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を踏まえると、今後、ピアティーチャーの配置に対する学校や保護者の要請は高まっていくことが想定されます。

教育委員会では、「多摩市特別支援教育推進計画」に基づき、効果的な事業の展開とピアティーチャーの配置を実施していきたいと考えています。

(7) 日本一英語を話すことができる児童・生徒の育成を目指した英語教育の推進について

児童・生徒に使える英語力、とりわけ「話す」技能を身につけることを目的に、教員の指導力向上を含め、教育委員会では、次の4つの取り組みを実施しています。①小学校ティーチングスキルアップ研修(全教員対象・各校年4回)、②英語4技能検定「GTEC」(中学校3年生対象・全校)、③オンライン英会話(中学校2年生・年2回、3年生・年1回)、④ALT(外国語指導講師)配置(1校あたり、小学校3・4年生12時間、5・6年生17時間、中学生63日)。

平成32年度から、新学習指導要領により、小学校では、高学年で教科として「英語科」が位置づけられ、中学年から「外国語活動」が全面実施となります。そのため、30年度から2年間の移行期間に、各校では校内研修等を通じて英語指導力の向上を図ることが求められています。また、中学校では、大学入学共通テストでのGTEC等の民間試験の活用や、31年度全国学力・学習状況調査における「英語」の導入、さらには、都立高等学校の入学選抜における英語「話すこと」の導入検討の状況等に鑑み、対話的な言語活動(意味のある英語での「やりとり」)を重視した英語による授業へと、質的転換を図ることが求められています。

小学校では、教員の英語指導力の向上が課題であり、研修及びALTの配置の継続による授業の質の確保が必要です。一方、中学校では、生徒の「話す力」をGTECの導入により、客観的に測ることができるようになり、こうしたデータを基に、話すことを中心とした使える英語力を育成する授業改善を推進することが必要です。また、実際のコミュニケーションの場としてのオンライン英会話や、ALTとのやりとりを効果的に授業に位置づけ、生徒の英語で話す意欲を一層高める必要があります。

教育委員会では、小学校では教員の英語指導力の向上、とりわけ、話す技能をいかに指導し、育成していくかに重点を置いた研修の充実が必須であり、また、中学校では、これからの英語教育の動向を踏まえ、使える英語力を生徒に育むために、オンライン英会話の実施やALTの配置による英語会話量の確保に取り組むなど、引き続き実施していきたいと考えています。

(8) 教員の働き方改革について

教職員の長時間にわたる在校時間が社会問題となっている中で、出退勤時間の把握や業務改善などが急務となっています。そのため、教育委員会では「学校における働き方推進プラン」を現在策定中です。また、副校長をはじめとした校務分掌を見直すため、事務職員などを含め協議を行っており、出退勤時間の把握についてはシステム導入を検討しており、この他、国の働き方改革の施策である「スクールサポートスタッフ」や「部活動指導員」を今年度から導入するとともに、「学校事務の共同実施」を検討し、教職員や副校長の負担軽減を進めているところです。

文部科学省は、中央教育審議会での「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の中間報告を受け、平成29年12月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を通知しました。その中で、「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずる」とされており、業務改善や客観的なデータに基づく出退勤記録の管理が求められています。

業務改善については、学校や教職員を取り巻く環境が複雑化する中で、すぐに解決できるものではないため、今後、「スクールサポートスタッフ」や「部活動指導員」を活用するとともに、学校事務の分担を明確にし、教員の負担軽減に努める必要があります。

一方で、学校の教職員の出退勤（在校時間）の管理については、出勤時の出勤簿への押印のみで、在校時間の管理は行われていません。また、市内の市立小中学校は26校あり、サーバ構築や回線の整備を要するシステム開発や運用を行うにはかなりの時間とコストを要するといった課題があります。

教育委員会では、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等の責務として、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」が早急に求められているため、サーバを構築しない出退勤システムの導入を検討しています。

各学校にタイムレコーダーを設置し、出退勤時間をシステムにより管理することで、出退勤データを各学校や教育委員会で分析し、管理職による教職員への健康管理を徹底し、さらに、教職員本人が自らの勤務時間を認識し自覚することで働き方を改善し、時間外勤務の抑制を図っていきたいと考えています。

【むすびに】

多摩市教育委員会には、未来を担う子どもたちが「生きる力」を持ち「持続可能な社会」を構築できる大人になるための教育を行う責務があります。

本市の財政状況は、中長期的には人口減少や高齢化の進行等により1人当たりの納税の減少、また、引き続き増加する社会保障関係経費のほか、公共施設や都市基盤の老朽化への対応による財政負担の増大が見込まれ厳しい状況が続く見通しです。教育委員会としても持続可能な多摩市を将来世代に引き継いでいくため、事務事業等の見直しを行いながら「多摩市行財政刷新計画」及び「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」の取り組みを進めていかねばならないと認識しております。しかしながら、教育環境や教育条件を改善し、教育の振興を進め、子どもたちの「生きる力」を育むこと、更には、子どもに関わる家庭や地域の大人たちの気づきや学びを支えることを通して、多摩市が目指すまちの姿のひとつである「子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち」及び「みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち」が実現するように努めなければなりません。

子どもたちの未来のために、多摩市の教育環境や教育活動が更に向上するよう、必要な措置が講じられますよう、切に要望いたします。

現在の情勢を踏まえながら、多摩市教育振興プラン(改訂版)や(仮称)第五次多摩市総合計画第3期基本計画の実行に滞りのないよう、知恵を出し合い、教育行政を推進します。引き続きご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げ、多摩市教育委員会の意見とさせていただきます。

平成30年11月15日

多摩市教育委員会